

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年4月7日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから4月7日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ではフジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

今日、午前中に提出された東電の弁明書について受け止めをお聞きしたいと思うんですけども、まず、弁明の回答はないとしたことについてですけど、今後、是正措置命令が出される見通しになったことについて、委員長としての現在の所感をお願いします。

○更田委員長 提出があって、それを、ものを見たのは委員会の終了後なのでですけども、そうですね、弁明の機会を設けるかどうかの申出があるかどうかについては全く、事前に予想を持っていなかったのです。

いずれにせよ、今後検査を通じて、事案の内容を固めていく中で東京電力の考え方というのは聞けるだろうというふうに思っていますけれども。ただ、弁明の機会の附与は用さないということになったので、直近の委員会、恐らくは来週の水曜日の委員会で命令の発出を決定することになると思います。

私たちとしては、そもそも弁明の機会があって、そこでどういう議論をするかということをご予想していたわけではないですけども、事案の内容から鑑みると、あの命令の発出は、私たちとしては妥当かつ十分なものだというふうに考えていましたので、特に、改めての見解とか、考えとかというものはないですけども、いずれにせよ、東京電力にはしっかりと、まず自らの努力によって分析を進めること、それから、報告書提出前にも検査には入りますので、検査にしっかりと応じてもらいたいと思います。

○記者 分かりました。

あとは弁明書の内容についても少し伺いたいんですけども、東京電力としては事業者として定期保守と評価改善を実施していたんですけども、結果として十分有効なものではないと評価され、評価できないと判断されたとしていまして、事業者としては、これまでやっていたんですけども駄目だったとされたんだと読み取れるんですけど、委員長としてはどのように受け止められますか。

○更田委員長 短い文章ですから、その真意等、どうであるかというのは今後の検査のや

り取りをしていくことになるだろうと思います。今の時点で、表現についてどうこう言おうとは思いませんので。いずれにせよ、検査の中ではっきりさせたいと思います。

○記者 もう一点。最後に、今後なのですけど、来週以降とおっしゃられましたけれども、是正措置命令が出された場合、自立的な改善が見込まれる状態になるまで核燃料が動かさない、つまり、原子炉起動できない状況にあると思うのですけど、改めて東電に対してどのような対応を求めていかれますか。

○更田委員長 発電所、ないし東京電力全体の問題として受け止めてほしいと思いますし、一方で、それぞれの発電所の中ではそれぞれの部門が努力してきたことでしょうか、そういった意味では、今回の命令を受けて、現場の指揮や規律が緩むことのないように努めてもらいたいと思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、オオヤマさんお願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。

同じく、柏崎刈羽の問題についてなのですけれども、先ほど委員長、報告書提出前にも検査に入るといふふうにおっしゃっていられましたけれども、これは追加検査という位置付けなのですか、それとも普通の原子力規制検査という位置付けなのでしょう。

○更田委員長 これは、微妙と言いますか、それをどう呼ぶかというのははっきり定まっているわけではないです。

2,000時間（・人）任意の中にカウントされるのかされないのかとかと細かい、細かいというか、疑問はあるんでしょうけど、私たち委員の間、規制庁と話している中でも、これを追加検査と呼ぶのか呼ばないのか、どうカウントするのかという、いずれにせよ長期間かかるものなので、あまり本質的でもないとは思っているのですけれども、今の事務方の整理では追加検査と呼んでいるみたいです。

ただ、その程度のことです。

○記者 2,000時間というのは相当目安で、海外では2,000のところは3,000時間まで及んだというケースも聞き及んでおりますし、それは相当幅があるということ、実際には……。

○更田委員長 あまり時間にとられるものではないと思っていますけれども。

今おっしゃっているように米国の事例で、2,000時間と言われていたのが三千百数十時間というケースもありますので、目安だと思います、その2,000時間任意というのは。

○記者 分かりました。

それとすみません、別件になるのですけれども、今日の定例会でも出ていましたが、事故の分析調査の今後の規制基準への反映の在り方についてなのですけれども、委員長は特に水素爆発の件で重要視されていたように見受けられたのですけれども、この理由についてと……。

まず一つ、一点、理由についてお聞かせ願えますでしょうか。

○更田委員長 今回の事故分析調査から学んだことで、長期的には概念として議論していかなければならないことであるとか、既に新規制基準で対応済であるものも多くあるんだけれども、私は、気になっているのは二点あって、一つは今オオヤマさんがおっしゃった水素爆発の件。もう一点は耐圧強化ベントラインを残しておいていいのかどうかというところに、これはケース・バイ・ケースである可能性もあります。耐圧強化ベントラインの系統の設計にもよるので、ケース・バイ・ケースである可能性もあると思いますけれども。

お尋ねの水素爆発ですけど、やはり関心というか、改めて考えさせられたのは1号機、それから3号機の建屋の水素爆発によって、その後の対策が全く、非常に困難なものになってしまった。もちろん怪我をされた方も出たというのも問題ですけども、さらに事故への対処という観点からすれば、2号機、3号機に寄りつけなくなったわけですね。これをどう考えるか。

BWR、もともと格納容器はイナート化されているわけですけども、ただ設計漏えいといえどもあれだけ高温になると、オペレートレーションであるとか、そういった接合部から水素の漏えいがあったと見られる。それが、オペフロより上で、オペフロ場ってそんなに強い構造物ではないですから、オペフロ場で起きたのではなくて、それよりも下層階でも水素爆発があったとすると、これはより強く、水素爆発を抑え込む手段というのが必要なのかどうか、これについての議論というのはES、情報検討会での直近のというか、一番入口で議論してもらいたいことだというふうに思っています。

理由としては要するに、その後の対策を非常に困難なものにしてしまうからというのが答えです。

○記者 その関係でなくても水素爆発に関しては従来から、もちろん事故前からもある程度の対策は取られていて、イグナイターの設置ですとか、あると思うんですけども、やはり大規模な水素爆発、今回の規制要求となると、相当大規模なものになるのかなと思うんですけども、その辺りについてはいかがですか。

○更田委員長 事故前の水素爆発、ないしは水素爆轟に対する関心って、格納容器の中の話なのですよ。

水素爆発、ないしは水素爆轟によって格納容器を破壊させてしまうことのないようにというのは、これは、いわゆるシビアアクシデント研究の中でもずっとされていることなんだけれど、格納容器からちょろちょろ漏れ出したもので建屋が飛ぶとは、BWRの話ですけど。BWRの、格納容器は小さいけれどイナート化、要するに窒素封入によって不活性化されているので、水素爆発は格納容器内で起きないと、事故の当時、原子力安全委員長の発言等が報道されましたけれども。格納容器内は不活性化されているから、水素爆発は起きないとされていたけれども、そこから漏れたものは、酸化雰囲気の中での爆発するというのは、事故後に調べた限りでは米国で1通ぐらい論文があったそうです。

ただし、シビアアクシデント研究ですとか、シビアアクシデント対策を考えている人間の間でも、建屋の水素爆発というのはあまり広く認識をされていなかったというのが実際

のところでは。

ですから、1F事故からの学びの中でも重要なものであるし、それから新規制基準の対応の中でも、水素爆発対策は取っていますけれども、それが十分なものなのかというのは論点だろうというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、エンドウさんお願いします。そのあとヤマガタさん。

○記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

柏崎刈羽原発に関連して、月曜日に新潟県の花角知事が来たことについて伺います。

まず、長官からはどのような報告が委員長に対してあったのか、あと、知事から手渡された要望書についての受け止めをまず伺えますでしょうか。

○更田委員長 はい。5日に花角知事がおいでになって、長官がお目にかかりました。その直後、ほとんど直後に長官からは概略について説明を受けて、その後事務局が一応概要のようなものをまとめたものをもらいました。

さらに、もちろんですけれども、要望書は私のほうで受け取って見ております。受け止めと言うと、知事の御要望の内容と、私たちがまさに検査でやろうとしていることというのは一致していると思います。

したがって、私たちがこれから勧める検査、検査を通じて行っていく評価というのは花角知事の御要望内容にお答えすることになると思っています。それが設置許可という形になるのか、検査という形なのか、形式上の違いはあるかもしれないけれども、いずれにせよ東京電力の技術的能力を問うという点からすれば、私たちの今後の検査で明らかにしていこうとする活動というのは、花角知事の御要望にお応えすることになるというふうに思っています。

○記者 すみません。一致しているという点なのですが、その設置許可になるのか、追加検査になるのか、形式的な違いはあるというふうに委員長おっしゃいましたけれども、その形式的な違いというところで知事は要望に来られたのかなとも思うのですが、そうでしょうか。

○更田委員長 そこまで知事が設置変更許可という形式にこだわっているというふうに私たちは、少なくとも私は受け止めていません。

いずれにせよ、検査の結果、自立的な回復が望めないとなったらば、区分1どころか区分2でもそうですけれども、戻っていかないわけで、さらに言えば是正措置命令は解除されないわけですから、実質的に柏崎刈羽における核燃料の移動ができない、原子力の使用に係る活動ができない。その状態が、その時点まで行って、それが固定化されるようだったらば、あるいは設置許可の取消しという議論になるのか、ただ、その設置許可の取消しというときに、改めて審査をするわけではないので、審査をした結果、あなたは取消しですねと、こういうプロセスってないことはないんだろうけれど。

いずれにせよ、東京電力にとって希望の持てる結論になるか、それから持てない結論になるか、これは今の段階では分かりません。

ただ、もし悪い結果になったときに、到着点は同じものであって、さらに言えばこれから明らかにしようとしているものの性格というのは、申請してもらって審査するという形式よりも、検査のほうがよく強力だと思っていますので、そういった意味で私たちは検査を通じて明らかにすべきだと思っているし、その内容というのは、花角知事の御要望にお応えすることになるというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一点だけ、今後の是正措置、処分についてなのですが、是正措置命令は当座の処置だというふうに長官から面会の中で説明がありました。

知事も、これでおしまいではないですよと問うと、長官ももちろんというふうにおっしゃっていたんですけども、先ほど、是正措置命令は委員長、妥当かつ十分なもの打という御発言もありましたけれども、処分は今後どうされていくおつもりなのか、これでおしまいではないのかというのはいかがでしょうか。

○更田委員長 それは検査結果次第だと思います、まさに。

ですから、先ほども申し上げたように、東京電力が自ら自立的な回復が望めるということをしっかり証明できて、私たちもそれが妥当だというふうに判断できれば、区分1に戻って命令は解除されるでしょうし、命令発出以前の状態に戻るでしょう。

一方、彼らには自立的な回復が望めないという判断になったら、その状態が続くのか、あるいはもうこれはあかんとなったら、設置許可の取消しということになるだろうし。

ですから、もちろん命令の発出というのは、この時点におけるもので、それがしばらく継続するわけですけど、その最終的な到達点がどこになるかは分からないからこそ検査をしようとしているわけです。

○記者 分かりました。

○司会 では、ヤマガタさんお願いいたします。

○記者 河北新報のヤマガタです。よろしくお願いします。

話題が変わってしまって恐縮なのですが、今日の午前中の委員会の最後のところでお話をされた六ヶ所の再処理工場の使用前確認、あるいは使用前検査のところ、アクティブ試験の影響というのをどう考慮しているのかという指摘と言いますか、問題提起をされたと思いますけれども、改めて委員会での場でお話をされたことの繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、どういうところにその懸念、問題意識を持っておられるのかというのを伺いたいの一点と、それから今日、規制庁のほうには共通認識、事業者との共通認識を持つようにという指摘をされましたけれども、原燃のほうには今後の対応としてどういうものを求めていくお考えかというのを伺えますでしょうか。

○更田委員長 ちょっと解説めにいきますけれども、御質問にお答えしようと思います。

まず、私が今日の午前中の委員会で、なぜあんなに発言になったかという、そもそも、例えば埋込金物の問題にしても、これが大きな問題なのか、あるいは取るに足らない小さな問題なのか、まず特定できているわけではないです。だけど、その、そのこと自体がまだ特定できていないとか、今の段階でアクティブ試験の影響はどうなんだろうということが話題に上るといいますか、議論の対象になっていること自体が、強い言い方をすれば、申請者の怠慢だと思っています。

というのは、事業許可の段階では基本設計を示します。設工認の段階では詳細設計と施工について示します。それらは、いずれ最後の段階では確認を受けるわけです。あるいは旧制度であれば検査を受けるわけです。そのことはもう事業者も分かっていたわけだから、最終的に確認できない方法なり設計を申請するっておかしいですよ。ですから、当然今申請されている設計は、詳細設計も含めて、規制当局としては最終段階で使用前の確認ができるものと、その前提で審査をしているわけですが、ところが、最後の段階で、仮想的な、仮にの話で言えば、基本設計を認めた、詳細設計も認めた、施工方法も認めた。さて仕上がりを見に行こうとなったときに、そこには入れないんですと言って確認できなかったら、確認というか、合格の出しようがないじゃないですか。ですから、当然日本原燃は、アクティブ試験、自ら行ったアクティブ試験が検査の確認においてどういう影響を与えるのかというのは最初から分かった話だから、新規制基準適合性審査という意味では、その前から分かっていたことだから、当然彼らは、この部分は確認を受けられないんだったら、可能性の話ですよ、確認を受けられないところがあるんだとすれば、異なる設計なり、異なる施工なり、立証方法を考えておく必要があって、事業許可にあれだけ時間をかけて、設工認に入ってからもしばらくたっていて、何で今の段階でこんなことを話していきやならないのだ。

これで規制当局と日本原燃との間にボタンの掛け違いというか、意識の違いがあったら、日本原燃はこういう検査の受け方でも確認してもらえるものと思込んでいて、いざ実際に規制当局が確認にやって来て、いやいやこれじゃ確認できないよとなったら、それまでの議論が、少なくともその設備については御破算になっちゃうわけです。

だから、まだこの案件が大きな案件なのか取るに足らない小さな案件なのか事態確認できていないということ自体が、何で今なのと、とっくに潰されていていい論点でしょうというのが今日の発言の意図です。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

アクティブ試験の影響で、基本的にその使用前の確認の作業というのは、図面なり、設計の段階と、あと現物がそのとおりになっているかどうかというのがまず大前提だと思うんですけども、アクティブ試験と考えると、いわゆるガラス固化の工程のところなかなか入るのが難しいのかなと思うんですけども、やはりその辺りが、確認をどうするかというのが今後ポイントになっていくというふうにお考えですか。

○更田委員長 もともと、例えばある配管がセルの中を走っていて、それを、今日の議論

だったら埋込金物を、ある間隔で支えているわけですね。それが基本設計として認められて、詳細設計で、間隔であるとか、それからある波を入れてみて、耐震性を見る、そうすると支えているところは支点として、固定されているものとして評価されるわけです。それが基準、例えばSクラスであったら基準地震動に耐えます。そういう立証をしている。実際、検査もそれが通常の検査であったって、別に引っ張ってみるとか、たたいてみるとか、荷重をかけてみるという検査するわけではないです。それは当然、構造はどうなっているか、それから施工方法が適正になされてるか。これは多くの場合、書面であるわけです。材料であるとか、そういったものの確認をするわけだから、入れないこと自体が致命的かどうか分からないんだけど、ただ埋込金物は実際浮いているところがあって、これも、また昨日、今日湧いた話じゃなくて、そもそも埋込金物については、2003年ぐらいに保安院に対してあって、ほかにはございませんというのがあるって、さらに2015年ぐらいに共同溝かなんかであって。で、それがその議論というのがもう潰されてるはずなんで。でしかるべきなんですね。例えば、ある特定の施工、施工会社であるとか、ある特定の施工でだけ起きてるのか。そうでないのか。仮にある特定の施工会社だけだったら、ほかの施工会社で起きないということがきちんと言えるのかとか、そういったことって、とっくに解決されなければいけない話なんだけど、それをちょっと今からやらなきゃいけないというところが問題だと思ってます。

いずれにせよ、これが大きなものなのか、深刻なものなのか、それともそうではないのかというのは今の時点で把握してるわけではありません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど、手を挙げられたツカモトさんで、サクマさんに行きたいと思えます。

じゃあ、ツカモトさんお願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

柏崎刈羽の話に戻って恐縮なんですけれども、先般の長官と知事との面談の中で御要望の一つに、情報公開の在り方について御指摘がありました。核セキュリティの機密性というのは理解をするんだけど、あの東電の情報公開に対する、その姿勢というところについて、指導をしてほしいというような要望があったと思うんですけど、ちょっと具体的なその指導の在り方とか、内容があまり思い浮かばないんですが、今委員長が頭の中で考えていらっしゃる、こういう指導だとか、今ある問題だとか、今後、こういう有効のやり方だとか何かそういった思い描いているものがあれば教えてください。

○更田委員長 決定的な解決策、一般的な解決策があると思いませんけれども、例えば、何かトラブルがあったときに是正措置が取られますよね。で、是正措置がとられて、まず一般的には、一時的な是正措置が取られるんですね。で、その後、今度は恒久的な回復措置というか是正措置が取られる。で、この恒久的な回復措置が取られてるということを規

制委員会、規制庁が検査なり、立入りなりで確認をしたら事業者はそういった事案があったということを公表できる段階になったわけなので、そこはちょっと減り張りをつけようと思います。

ですから、うちの検査であるとか、立入りで恒久的な回復がなされたというふうに確認をしたら、事業者が時を置かずに、あまり時を置かずに明かせる内容を明かしていくという、そういう運用だろうというふうに思います。

○記者 分かりました。今現在の東電のその公表の在り方に対して、何か問題意識というのは、委員長持ってらっしゃいますか。

○更田委員長 そうですね。柏崎刈羽の案件、それから東京電力の運用する他のサイトを含めてですけれども、確かに深刻な案件があったために、こういった核物質防護に関するトラブルの情報公開に対する関心が強まっているので、そういった意味では、事業者も今の段階では、情報の公開のやり方は手探りだろうと思いますし、規制委員会としても豊富な経験を持ってのわけでありませぬので、幸いなことに豊富な経験を持ってのわけでありませぬので。まだしばらくの間この核物質防護の情報公開について、ただ、今後あまり事例が重なってほしくないと思っておりますので、経験を積みたいとも思っておりますけれども。

ただ、確かに核物質防護に特有の難しさは情報の公開が限定的であることによって、監視する目の数が減ってしまうということの難しさというのはあると思っておりますので。まあ、これは継続的な議論ではあると思っておりますけど、すぐに解決できるものであるというふうにも思っておりませぬ。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、サクマさん。

○記者 福島民報のサクマと申します。よろしく申し上げます。

福島にある東京電力福島第一原発の廃炉作業が行われた構内で、8万5,000基ほどのコンテナがあるんですけども、廃炉作業に伴って出てきたものを納めている。そのうち4,000基について、中身がどんなものか分からないまま東電が管理していたと。ずさんな管理明らかになって、県民からの不安の声上がってるんですけども、腐食も進んでいるということで、この状況についての所感と今後の対応についてのお考えがあれば、教えていただきたいんですが。

○更田委員長 これは、安全上の重要度の問題であろうとは思っているんです。確かに、その中身は分からない状態のコンテナを幾つも抱えてるということは、どうだろう、何て言えばいいかな。望ましいことではないですけども、あの現場を見る限り、とにかく、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉というのは、目の前の対処に追われてる状況は脱してはいるものの、どこを優先させるべきかというところが非常に難しい。いまだに難しいところなんです。当然、緊急度の高いところは真っ先に手を付けて、で、それはかなり彼らの努力もあって、安定したと思っております。

ただ、今御承知だと思いますけども、スラッジであるとか、ゼオライトの土嚢を投げ込んだところ、あそこは極めて高濃度の汚染物があって、そして液体状ですので、固体化されていないので不安定なことが分かってます。

で、こういったその次にやりたいものというのは、できるだけ早く解決したいものが幾つもある中で、事故の当初に、取りあえずコンテナに突っ込んだものについて、一つ一つ開けて、何かを確認するという作業を優先すべきかどうかというのは、なかなか難しいところだと思います。

従業員の方々、協力会社の方々の被ばく等も考えると、決して、そのことだけを捉えると好ましいこととは言えないけれども、事故当初に物入れたコンテナが放置された。もうほとんど放置と言っていいと思いますけど、放置されたというのは、一定程度は致し方ないところがあったと思ってます。

ですから、今後は計画的に確認の作業を進めるということももちろん必要だと思いますけども、やはりこれ優先順位の選択の問題ですので、しっかり私たちも監視・評価検討会等を通じて確認をしていきたいですし、また、実施計画の中でも見ていきたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。もう一点、同じ第一、1Fの関係なんですけども、処理水の海洋放出整備方針決定に向けて、大詰めの協議を迎えて、13日も関係閣僚会議が開かれるという報道もあるんですが、何か現状に関しての所感あれば。

○更田委員長 報道には触れていますので、報道されている内容は承知していますけども、まだ私は何も連絡を受けておりません。で、処理済水の処分に関しては、非常に多くの御要望であるとか、御意見をいただいていますので、これについて、しっかり受け止めて検討し、議論するというところで時間が経過したものと思ってます。

ただ、いずれにせよ、どういう形になるにせよ、苦渋の決断ですので、なかなか難しい問題ではあると思ってます。また、報道にもありましたけど、では、この処分方法の決定があったら廃炉に非常に強いインパクトがあるか。これは、またその進め方にもよると思っています。そういった意味で、もちろん、今後なされなければならない決定ももちろん重要ですけど、決定後もその実施方法、それから私たちはモニタリングに責任を持っていますので、どれだけその理解を深められるような形での情報発信をしていけるかというのも大きな課題だと思ってます。

やはり、それほど時間を置かずして、意思決定がなされないと、やはりどんどん廃炉には悪い影響が残りますので、規制委員会としては、速やかな決定がなされることをこれまでを望んでいましたけれども、しっかり私たちももう準備を進めたいと思いますし、意思決定がなされたら実施方法についての申請があるでしょうからそれをできるだけ効率的に審査できるように備えておきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。では、フジナミさんで。その後、スズキさんに行きましょう。

じゃあ、フジナミさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のフジナミと申します。

午前中の定例会の議題の2で、中間取りまとめの対応のところ、設計思想の話は技術検討会ではカバー仕切れないというふうな発言があったと思うんですけど、この設計思想の話というのは、今後どういう方法で進めていくべきだというふうにお考えなのか教えていただけますか。

○更田委員長 今日説明をされていた遠山基盤課長は、技術情報検討会で議論ができるのではないかという見解ではあったんですけども、この隔離優先って、これはもう何十年にわたって議論議論といえますか、考えられてきた一種の設計思想であって、で冷却は隔離を守るための手段の一つでもあるんですけども、いざというときに隔離の一部を破ってでも冷却を優先させるという考え方というのは、隔離というものの定義にも及ぶし、ある種、何といえますか、概念的な議論なので、一般にはこういった議論は、なかなか早くは進まないし、ある種歴史的検証の側面も持っていますので、私たちは、むしろ隔離優先だとか、冷却優先だとかという、そういう概念的な議論を延々と続けるよりも、とにかくより具体的な手段をとというのは新規制基準策定のときの考えでしたけど、例えば、旧原子力安全委員会だったら、この隔離と冷却の議論は、多分10年ぐらいかけてやりますので、そういう意味でちょっとああいう発言をしたんですけど、どちらかという、もうより広い議論であるとか、ないしは国際的なそのコミュニティに対する問いかけをしてみるとか、そういったやり方になるんだろうと思っています。

ただ、緊急性という点では、先ほど申し上げたように隔離冷却に関して言えば、耐圧強化ベントを残しておいたほうが、残しておくことの是非であるとか、そういったことのほうが優先されるというふうには思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 じゃあ、スズキさん、お願いします

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくをお願いします。

先ほどのまた弁明書の話に戻るんですけども、ちょっとこれ委員長に伺うべきかどうかというのがちょっと悩ましいところなんですけども、今回その弁明書を、通知を出してから回答するまで期限ぎりぎりの今日提出されたということなんですけども、これまで、前回のあの重要度の暫定評価のときは、比較的あれも回答なしというか、早い回答だったのかなと思うんですけど、今回かなり時間をかけた割には弁明はないということだったんですが、それについては、かなり向こうは慎重に、その社内で議論したのかもしれませんが、時間かかったことについては、委員長としては、どういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 いや、やっぱり事情はいろいろあつたろうとは思いますが。受け入れることのインパクトというのは、東京電力にとっては、決して小さなことではないですし、特定核燃料物質の移動を禁ずるという命令を出して、それで弁明すら行わずにそれを受け入れると。で、その後の活動というのは停止するわけですから当然のことながら彼らにとって、大きな判断で。それをあの評価のときみたいに二つ返事でぼんって、ありませんと返すのは、幾ら何でもという議論は当然あつてしかるべきだろうと思えますけど。そもそも、この御質問、小早川さんに聞いてくださいということだと思えます。

○記者 すみません。そうだと思つたんですが、それで、先ほど最初のほうのやり取り中で、東電側の回答、事前に予想は持っていなかったというふうに、委員長おっしゃっていましたが、ということは、逆にいうと、その弁明なしというのが意外だったというか、そういう感じで捉えてらっしゃるんですか。そういうことではないんですか。

○更田委員長 そうですね。正直に言えば、半々ぐらいの気分でした。というのは、東京電力、今非常に厳しい立場に置かれていますから弁明といっても、彼らにとって、なかなか大変だろうなと思うのもあるし、一方、先ほど申し上げたように重大な命令を受けられるわけですから、弁明、あるいは弁明もあるのではないかと考えていて。特段、ですから、もう本当に半々のようなそういう気分でした。

○記者 ありがとうございます。

それから、ちょっと別の話になるんですけども、ちょっと一部報道で、その柏崎刈羽原発、ID不正利用問題の関係なんですけれども、防護区域に顔認証システムを導入、試験的に導入して始まっているというふうな報道も出ているんですけども、ちょっとその核物質防護のセキュリティの問題で、なかなかこれまでそういった情報というか、話というのでも表には出てこないことかなと思うんですけど、先ほどの毎日新聞のツカモトさんの話とも関わるところではあるんですけども、その情報の出し方というか、規制側もそうですし、事業者側もそうなんですけども、出し方の問題というのは、これから、また難しい問題であるんですが、問われてくるのかなと思つているんですが、その辺り、ちょっとどの辺りまで出すべきなのか、もしくはどの辺りまで伏せておくべきなのかという、その線引きの部分というのは、これからの議論になると思うんですけども、委員長としては、今現時点でどういうふうにあるべきだというふうにお考えでいらっしゃいますか。

○更田委員長 基本は悪意ある第三者にとって有利な情報を示さないというのが大原則だと思います。また、いわゆる国際コミュニティ、IAEAであるとか、OECD/NEAであるとか、こういった国際コミュニティでの議論も、核セキュリティに関わる議論というのは、非常に厳しい制限をかけて行います。

また、各国ともに具体的な事例というのは、全くほかの国に渡さない。例えば、米国は日本の規制に対して、極めて協力的で検査精度もそうですけども、安全に関わるような情報については非常に協力してくれています。また、セキュリティに関するものでもその脅威に関わる情報というのは、厳しい情報の制限をかけた上でですけども、提供を受けて、協

力を受けています。

しかしながら、自国内の具体的な事例に関してというのは、ほとんど明らかにしない。それは当然のことで、米国に限らずどこの国でもそうです。で、さらに情報公開のできるレベルというのは、じゃあ各国共通かという、必ずしもそうとも言い切れないのは、例えば重火器で備えているような国、あるいは襲ってくるほうも守るほうも、両方が火器を持っているような国とそうでない国って、一概に比較もできないし、それから繰り返になりますけど、その悪意ある第三者。いわゆる平たく言うとテロリストに有利な情報を与えないという原則からすると、深刻であればあるほど公開できないという形になります。

以前もこの会見で申し上げましたけども、最も深刻な案件だったら、案件が起きてること自体公表しませんし、その次ぐらだったら電力会社の名前も、サイトの名前も言いません。今どこが弱くなってるということを知らせることになります。今度の柏崎刈羽のものはID不正利用よりもさらにその検知機能の一部喪失のほうが深刻であっただけに、もやもやした空気が漂うのは、もう私たちも十分承知していますけども、深刻であるだけに情報公開はできないというのは、今後も変わらないと思います。

○記者 すみません。最後になりますけども、それで、先ほども委員長もおっしゃってましたけども、継続的議論が必要で、すぐ解決できる問題ではないというお話なんですけども、逆に言えば、結論をどこかの段階で導き出すべきだと思ってるのか、それとも、その都度その都度、それに対応していく形になるのか。その辺りはいかがですか。

○更田委員長 現実的には後者になると思ってます。というのは、あらかじめ具体的なレベルを定めておくことというのは、あまり意味がないですし、ですから事案が出てくるとに都度判断していくということになるだろうと思います。

で、一方で先ほどお話したようにあまり経験を積みたいと思ってませんし、そんな経験を積む機会が豊富なようでは困ります。ですから、仮にできるとしたら、その仮想的な事案を考えて、こういったケースはどうするんだというのを議論しておくというのは、理屈の上であり得るんですが、核物質防護事案は本当にバラエティに富んでるので、なかなか有効な議論を事前しておくということは難しいだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—